

# 特定建設作業の届出について

岡山市環境保全課

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、事前に特定建設作業実施届出書を届け出る必要があります。また、特定建設作業には、騒音規制法と振動規制法の規制基準が適用されます。

## 1 特定建設作業の種類

表 特定建設作業一覧 のとおり

## 2 特定建設作業の届出

(1) 届出先 岡山市環境保全課（岡山市北区大供 1-2-3 分庁舎 6階 TEL：086-803-1280）

(2) 届出者 該当建設工事の元請負人（法人にあつてはその代表者）

※ 現場責任者は、届出者としては認められない。

※ 元請負人が共同企業体の場合は、現場作業所長でもよいが、この場合、所属する企業名を明記すること。

(3) 届出期限 特定建設作業の開始 7 日前まで（期間の起算上、この 7 日には届出日は含まない。）

(4) 必要書類 各 2 部

① 特定建設作業実施届出書

※ [http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyouhozen/kankyouhozen\\_00069.html](http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyouhozen/kankyouhozen_00069.html) からダウンロードできます。

② 特定建設作業の場所の見取図

※ 工事に関して説明・挨拶に行った場合は、家をマーカー等で明示すること。

③ 建設工事全体の工程表

※ 特定建設作業の工程を明示すること。

※ 工程の変更がある場合は、届出期間内に当課に届け出ること（新規届出。変更届なし。）。

## 3 特定建設作業に係る規制基準

規制種別	地域区分	規制基準
規制基準	一号，二号	85 dB（騒音），75 dB（振動） ※敷地境界での値
作業禁止時刻	一号	午後 7 時～翌日午前 7 時
	二号	午後 10 時～翌日午前 6 時
最大作業時間	一号	1 日 10 時間
	二号	1 日 14 時間
最大連続作業日数	一号，二号	6 日
作業禁止日	一号，二号	日曜日，祝日

### 【地域区分】

一号区域：二号区域及び工業専用地域を除く市内全域（建部支所管内を除く。）

二号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲 80 m 以外の地域

※ 建部支所管内は、騒音及び振動規制法の指定地域となっていないため、届出は必要ありません。

※ 災害その他非常事態の発生、人の生命又は身体に対する危険、鉄道等の正常な運行の確保、変電所の変更、道路法又は道路交通法に基づく許可の条件により、特定建設作業を実施する必要がある場合等は基準の適用を除外する。

#### 4 その他注意事項

- ・ 工事に先立ち、工事の内容などについて、周辺住民によく説明すること。
- ・ 特定建設作業が開始した日に終了する場合は該当しないが、二日以上となる可能性がある場合は届出を行うこと。

表 特定建設作業一覧

建設作業の種類・主要機械				届出義務の有無	
				騒音	振動
くい打機を使用する作業	既成くい直打工法	打撃工法	ディーゼルハンマー	○	○
			油圧ハンマー	○	○
			ドロップハンマー	○	○
			パイルエキストラクタ	○	○
			もんけん（人力）	×	×
	圧力工法	油圧、ワイヤー圧入	○	×	
		その他	×	×	
	既成くい埋め込み工法	プレボーリング工法	アースオーガー ※1	×	×
		セメントミルク工法		×	×
		中堀工法		×	×
	場所造成くい（場所打くい）	オールケーシング工法（ベノト工法）		×	×
アースドリル工法		×	×		
リバースサーキュレーション工法		×	×		
くい抜き機を使用する作業		油圧式	○	×	
		パイルエキストラクタ	○	○	
くい打くい抜き機を使用する作業		圧力式（サイレントパイラ、パイルマスタ）	×	×	
		パイプロハンマー等	○	○	
びょう打ち機を使用する作業		リベットハンマー	○	×	
		その他（インパクトレンチ、トルクレンチ等）	×	×	
さく岩機等を使用する作業	ブレイカー ※2	油圧ブレイカー（アイオンペッカー等）		○	○
		ハンドブレイカー		○	×
		ピックハンマー		○	×
		電動ハンマー		○	×
	さく孔を主とするさく岩機 ※2	ジャックハンマー（シンカ、ハンドハンマー：電動ピックも含む）		○	×
		レグドリル		○	×
		ドリフタ		○	×
		ストーバ		○	×
	コンクリートカッター		×	×	
	ニブラ		×	×	
ペンチャー		×	×		
空気圧縮機を使用する作業	電動式		×	×	
	その他	15 kW未満（ディーゼルエンジン式等）	×	×	
		15 kW以上（ディーゼルエンジン式等）	○	×	
その他の機械を使用する作業	バックホウ	定格出力80 kW以上	環境大臣が指定する低騒音型機種を除く	○	×
	トラクターショベル	定格出力70 kW以上		○	×
	ブルドーザー	定格出力40 kW以上		○	×
	ロードローラー		×	×	
	振動コンパクター		×	×	
コンクリートプラントを設けて行う作業		モルタル製造用	×	×	
		混練重量0.45 m <sup>3</sup> 以上	○	×	
アスファルトプラントを設けて行う作業		混練重量200 kg以上	○	×	
鋼球を使用して工作物を破壊する作業				×	○
舗装版破砕機を使用する作業 ※2		ハンマーを落下させるもの		×	○
		その他（ロードカッター等）		×	×

※1 アースオーガー+直打工法の場合は届出が必要です。

※2 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。